

# 審 査 基 準

平成16年3月3日作成

法 令 名 : 宮城県道路交通規則
根 拠 条 項 : 第9条第2項
処 分 の 概 要 : 緊急自動車等届出確認証の再交付
原権者 (委任先) : 宮城県公安委員会
法 令 の 定 め :
審 査 基 準 :
標 準 処 理 期 間 : 3週間
申 請 先 : 警察署交通課
問 合 せ 先 : 警察本部交通企画課 (電話022-221-7171) 又は警察署交通課
備 考 :